

(業務継続計画の策定等)

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

8 感染症対策

・施設内において感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に対する周知徹底
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を定期的実施

9 事故発生時、緊急時の対応

・入所者に事故又は緊急な事態が発生した場合、別府中央病院医療事故防止対策マニュアルに従い、速やかに主治医と連絡をとり、指示をうけ対応することとする。

・御家族に対しても同様に対応し、状態や原因について、具体的に説明することとする。

10 虐待防止に関する事項

・利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催、その結果について従業者に対する周知徹底
- (2) 虐待を防止する為の指針の整備
- (3) 虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) 虐待の防止に関する担当者の配置
- (6) その虐待防止のために必要な措置

11 身体拘束に関する事項

・当施設ではサービスを提供するにあたり、入所者又は他の入所者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束ならびに行動を制限する等の行為は行わないものとする。ただし、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その形態、時間、理由、状況等を記録し、御家族に説明することとする。

12 協力医療機関

病院名	別府中央病院
病院的所在地	別府市北的ヶ浜町 5 番 19 号（同一施設内）
電話番号	0977-24-0001（代）
診療科	外科、整形外科、脳神経外科、肛門外科、内科、糖尿病・内分泌代謝内科、循環器内科、腎臓内科（人工透析）呼吸器内科、消化器内科（内視鏡）、リハビリテーション科、形成外科、眼科